
Ⅲ 関係法令等

(県が定めた規則等)

○私立学校法施行細則

昭和四十九年八月十日

大分県規則第四十三号

私立学校法施行細則をここに公布する。

私立学校法施行細則

(趣旨)

第一条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）の施行については、法、私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(私立学校審議会の名称)

第二条 法第八条第一項の規定に基づく私立学校審議会の名称は、大分県私立学校審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員)

第三条 審議会は、十二人の委員をもつて組織する。

(昭五二規則二二・平一〇規則三八・平一八規則五九・一部改正)

(収益事業の種類)

第四条 法第十九条第二項の事業の種類は、知事の所轄に属する学校法人及び準学校法人については、知事が別に定め、告示する。

(平一八規則五九・旧第七条繰上)

(寄附行為の認可の申請)

第五条 法第二十三条第一項の規定により学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、学校法人寄附行為認可申請書（第一号様式）に、寄附行為並びに省令第三条第五項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書（第二号様式）
- 二 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書（第三号様式）
- 三 学生生徒等納付金調書（第四号様式）
- 四 当該学校法人の設置する私立学校の学則

(平一八規則五九・旧第八条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(寄附行為の補充の請求)

第六条 法第二十五条第一項の規定による寄附行為の補充についての請求は、寄附行為補充請求書（第五号様式）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 補充しようとする事項を記載した書類
- 二 請求者と設立者との関係を記載した書類
(平一八規則五九・旧第九条繰上・一部改正)

(寄附行為変更の認可の申請)

第七条 法第百八条第三項の規定により寄附行為の変更についての認可を受けようとするときは、学校法人寄附行為変更認可申請書（第六号様式）に、省令第四十四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる書類のほか、同条第六項各号（第三号を除く。）に掲げる書類又は第九項各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。この場合における省令第四十四条第一項第三号の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 新旧の寄附行為
- 二 学校法人の沿革その他参考となる書類
- 三 当該申請に係る寄附行為の変更が省令第四十四条第六項に規定する場合に係るものであるときは、前二号に掲げる書類のほか、第五条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類
(平一八規則五九・旧第十条繰上・一部改正、平二七規則四四・平三〇規則五二・一部改正)

(解散の認可の申請)

第八条 法第百九条第三項の規定による学校法人の解散についての認可を受けようとするときは、学校法人解散認可申請書（第七号様式）に省令第四十七条第一項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 過去二年の収支決算書
- 三 学校法人の沿革その他の参考となる書類
(平一八規則五九・旧第十一条繰上・一部改正)

(解散の届出)

第九条 法第百九条第五項の規定による学校法人の解散についての届出は、学校法人解散届（第八号様式）によつてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十二条繰上・一部改正)

(清算中に就職した清算人の届出)

第十条 法第一百五十五条の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届（第九号様式）に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十四条繰上・一部改正、平二七規則三九・一部改正)

(清算終了の届出)

第十一条 法第二百二十二条の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届（第十号様式）によつてしなければならない。

(平一八規則五九・旧第十五条繰上・一部改正、平二七規則三九・一部改正)

(合併の認可の申請)

第十二条 法第二百二十六条第三項の規定による学校法人の合併についての認可を受けようとするときは、学校法人合併認可申請書（第十一号様式）に、省令第四十八条第一項第一号から第八号までに掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の沿革その他の参考となる書類を添えて申請しなければならない。

(平一八規則五九・旧第十三条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(準学校法人への準用)

第十三条 第五条から前条までの規定は、法第五十二条第六項において準用する法第三章の規定に基づいてする準学校法人に係る申請、請求及び届出の手續について準用する。

(平一八規則五九・旧第十六条繰上・一部改正)

(組織変更の認可の申請)

第十四条 法第五十二条第七項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となることについての認可を受けようとするときは、学校法人組織変更認可申請書（第十二号様式）に、省令第五十七条第一項各号に掲げる書類及び同条第六項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- 一 新旧の寄附行為
- 二 組織変更後の学校法人の設置する私立学校の学則
- 三 当該学校法人（準学校法人）の沿革その他の参考となる書類

(平一八規則五九・旧第十七条繰上・一部改正、平三〇規則五二・一部改正)

(登記の届出)

第十五条 政令第六条第一項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたことについての届出は、次の各号に掲げ

る事項につき、それぞれ当該各号に定める届出書に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

一 組合等登記令第二条の規定による学校法人の設立の登記をした旨の届出

設立登記済届（第十三号様式）

二 組合等登記令第三条の規定による変更登記をした旨の届出

イ 目的変更登記済届（第十四号様式）

ロ 名称変更登記済届（第十五号様式）

ハ 解散の事由変更登記済届（第十六号様式）

ニ 資産総額の変更登記済届（第十七号様式）

ホ 代表権を有する者の変更登記済届（第十八号様式）

ヘ 代表権の範囲等変更登記済届（第十九号様式）

三 組合等登記令第四条の規定による事務所の移転登記をした旨の届出

事務所の移転登記済届（第二十号様式）

（昭五二規則二二・旧第二十条繰上、平一八規則五九・旧第十八条繰上・一部改正、平二七規則三九・令二規則一〇・令五規則八・一部改正）

（役員就任等の届出）

第十六条 政令第六条第二項の規定による学校法人又は準学校法人の届出は、次の各号に掲げる事項につき、それぞれ当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一 理事又は監事が就任したときの届出

役員就任届（第二十一号様式）

二 理事又は監事が退任したときの届出

役員退任届（第二十二号様式）

（平一八規則五九・追加、令五規則八・一部改正）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則（昭和四十七年大分県規則第七十九号）は、廃止する。

附 則（昭和五二年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第三条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たに行われる委員の任命から適用し、施行日の前日において現に任命されている委員については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第一〇号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年規則第三三号）

この規則は令和七年四月一日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令7規則33・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第5号様式繰上・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第6号様式繰上・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平18規則59・旧第7号様式繰上・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平18規則59・旧第8号様式繰上・一部改正、令5規則8・一部改正、令7規則33・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（平18規則59・旧第10号様式繰上・一部改正、平30規則52・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第8号様式（第9条関係）

（平18規則59・旧第11号様式繰上・一部改正、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第9号様式（第10条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第10号様式（第11条関係）

（平18規則59・旧第13号様式繰上・一部改正、平27規則39・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第11号様式（第12条関係）

（平18規則59・旧第14号様式繰上・一部改正、平27規則39・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第12号様式（第14条関係）

（平30規則52・全改、令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第13号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第16号様式繰上・一部改正、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第14号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第19号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第16号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第15号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第20号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第17号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第16号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第21号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第18号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第17号様式（第15条関係）

（平18規則59・旧第22号様式繰上・一部改正、平27規則39・旧第19号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第18号様式（第15条関係）

（平18規則59・追加、平27規則39・旧第20号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第19号様式（第15条関係）

（平18規則59・追加、平27規則39・旧第21号様式繰上、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第20号様式（第15条関係）

（平27規則39・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・一部改正）

第21号様式 削除

（令5規則8・旧21号様式削除）

第21号様式（第16条関係）

（平18規則59・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・旧23号様式繰上及び一部改正）

第22号様式（第16条関係）

（平18規則59・全改、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・旧24号様式繰上及び一部改正）

第24号様式（第16条関係）削除

（平18規則59・追加、令2規則10・令5規則8・一部改正、令和7年規則33・削除）

○私立学校等に係る学校教育法施行細則

平成二十年四月一日
大分県規則第四十九号

私立学校等に係る学校教育法施行細則をここに公布する。

私立学校等に係る学校教育法施行細則

私立学校に係る学校教育法の施行に関する規則（昭和四十九年大分県規則第四十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、知事の所管する私立学校、私立の専修学校及び私立の各種学校（以下「私立学校等」という。）に係る認可の申請、届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校設置認可申請等）

第二条 法第四条第一項の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 私立学校の設置 学校設置認可申請書（第一号様式）
- 二 私立学校の廃止 学校廃止認可申請書（第二号様式）
- 三 私立高等学校等（私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の課程又は学科の設置 課程（学科）設置認可申請書（第三号様式）
- 四 私立高等学校等の課程又は学科の廃止 課程（学科）廃止認可申請書（第四号様式）
- 五 私立学校の設置者の変更 設置者変更認可申請書（第五号様式）
- 六 私立高等学校等の広域の通信制の課程（以下「広域通信制課程」という。）に係る学則の変更（省令第十五条の二各号に掲げるものを除く。） 広域通信制課程学則変更認可申請書（第六号様式）
- 七 私立学校の収容定員に係る学則の変更 収容定員に係る学則変更認可申請書（第七号様式）

（令五規則三一・一部改正）

（学校設置認可申請前の措置）

第三条 私立学校の設置の認可を受けようとする者は、私立学校開設年度の前年度の六月三十日までに学校設置計画書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

(目的変更の届出等)

第四条 政令第二十七条の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- 一 私立学校の目的の変更 目的変更届 (第九号様式)
- 二 私立学校の名称の変更 名称変更届 (第十号様式)
- 三 私立学校の位置の変更 位置変更届 (第十一号様式)
- 四 学則の変更 (第二条第六号及び第七号に掲げるものを除く。) 学則変更届 (第十二号様式)
- 五 私立高等学校等の専攻科又は別科の設置 専攻科 (別科) 設置届 (第十三号様式)
- 六 私立高等学校等の専攻科又は別科の廃止 専攻科 (別科) 廃止届 (第十四号様式)
- 七 分校の設置 分校設置届 (第十五号様式)
- 八 分校の廃止 分校廃止届 (第十六号様式)
- 九 経費の見積り及び維持方法の変更 経費の見積り及び維持方法変更届 (第十七号様式)
- 十 校地、運動場その他直接保育若しくは教育の用に供する土地に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等による現状の重要な変更 校地等変更届 (第十八号様式)
- 十一 校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する建物に関する権利の取得若しくは処分又は用途の変更、改築等による現状の重要な変更 校舎等変更届 (第十九号様式)

(令五規則三一・一部改正)

(校長及び教員の届出)

第五条 法第十条の規定による届出は、校長採用届 (第二十号様式) により行わなければならない。

- 2 私立学校の設置者は、教員を採用し、及び解職したときは、教員採用届 (第二十一号様式) 及び教員解職届 (第二十二号様式) により知事に届け出なければならない。

(臨時休業の報告)

第六条 私立学校の設置者は、授業を臨時に休業したときは、臨時休業報告 (第二十三号様式) により知事に報告しなければならない。

(授業停止の届出)

第七条 私立学校の設置者は、授業を停止したときは、授業停止届 (第二十四号様式) により知事に届け出なければならない。

(私立の専修学校への準用等)

第八条 第二条から前条まで（第二条第六号及び第七号並びに第四条第一号、第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定は、私立の専修学校について準用する。この場合において、第二条中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、第四条中「政令第二十七条の二第一項」とあるのは「法第百三十一条」と、同条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）」とあるのは「学則」と、第五条第一項中「第十条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

2 法第百三十条第一項の規定による私立の専修学校の目的の変更の認可を受けようとする者は、目的変更認可申請書（第二十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（私立の各種学校への準用）

第九条 第二条から第七条まで（第二条第六号並びに第四条第五号、第六号及び第九号を除く。）の規定は、私立の各種学校について準用する。この場合において、第二条中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する法第四条第一項」と、第四条中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の三」と、同条第四号中「学則（広域通信制課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）」とあるのは「学則（収容定員に係るものを除く。）」と、第五条第一項中「第十条」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する法第十条」と読み替えるものとする。

（備付表簿及び保存期間）

第十条 私立学校等は、省令第二十八条第一項の規定（省令第百八十九条及び第百九十条において準用する場合を含む。）により同項各号に掲げる表簿を備えるほか、次の各号に掲げる表簿を備え、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 卒業生名簿 永年

二 公文書 五年

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

2 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年規則第四八号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和五年規則第三一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和七年規則第四一号）

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（令元規則48・令5規則31・一部改正・[令7規則41・一部改正](#)）

第2号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正・[令7規則41・一部改正](#)）

第3号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第4号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第5号様式（第2条関係）

（令元規則48・令5規則31・一部改正）

第6号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第7号様式（第2条関係）

（令5規則31・一部改正）

第8号様式（第3条関係）

（令5規則31・一部改正）

第9号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第10号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第11号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第12号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第13号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第14号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第15号様式（第4条関係）

（令5規則31・一部改正）

第16号様式（第4条関係）

(令5規則31・一部改正)

第17号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第18号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第19号様式 (第4条関係)

(令5規則31・一部改正)

第20号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第21号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第22号様式 (第5条関係)

(令5規則31・一部改正)

第23号様式 (第6条関係)

(令5規則31・一部改正)

第24号様式 (第7条関係)

(令5規則31・一部改正)

第25号様式 (第8条関係)

(令5規則31・一部改正)

○私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

平成二十一年三月六日

大分県告示第百六十九号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第十九条第二項の規定により、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を次のように定める。

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

第一条 私立学校法第十九条第一項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条各項（第二項及び第三項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適當なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第二条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業

- 十 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- 十一 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業（他に分類されないもの）

第三条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

附 則

私立学校法の規定に基づく知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成十二年大分県告示第八百九十七号）は、廃止する。

附 則（[令和7年告示第一四二号](#)）

この告示は令和七年四月一日から施行する。

学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準

1 学校法人の寄附行為を認可する場合

高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

高等学校等の立地条件が適切であり、当該高等学校等が他の高等学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

(2) 施設及び設備について

① 高等学校等の施設及び設備は、高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）等の定める基準に適合するものであること。

② 施設及び設備は、原則として負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合にはこの限りではない。

③ 校地は、開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。また、校地は申請時において申請者名義の所有権等の登記がなされていなければならないこと。

④ 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該高等学校等の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。

⑤ 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

⑥ 設置経費の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

⑦ 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。

(3) 経営に必要な財産について

① 高等学校等の経常経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

② 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。なお、この場合において1の(2)⑦を準用すること。

③ 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、学生生徒等納付金、寄附金、資金運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、

借入金を充てるものではないこと。

(4) 役員等について

高等学校等に係る学校法人の役員等については、次の条件を満たす者であること。

① 役員

ア 学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であること。

イ 学校法人の役員としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

ウ 私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たしうる者であること。

エ 他の学校法人の役員を4以上兼ねていない者であること。

オ 理事長は他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。

② 評議員

理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

2 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

(1) 立地条件について

立地条件については、1の(1)を準用すること。

(2) 施設及び設備について

① 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄付金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とされない収入を乳農していること。

なお、設置経費の財源に退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。

② 施設及び設備に係るその他の事項については、1の(2)(⑥を除く)を準用すること。

(3) 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、1の(3)を準用すること。

(4) 役員等について

役員等については、1の(4)を準用すること。

(5) 既設校等について

① 従来設置している高等学校等（以下「既設の高等学校等」という。）の施設及び設備は、高等学校設置基準、幼稚園設置基準等の定める基準に適合していること。

② 既設の高等学校等の在籍生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。

③ 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、

適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が4分の1以下であり、かつ、従来設置している高等学校等のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20%を上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。

④ 高等学校等の管理運営の適性を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私学振興財団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む）又は公租・公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付の状況

3 学校法人が高等学校等の課程、学科又は部を設置する場合に寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等の課程、学科又は部（以下「課程等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、2に準じて審査する。ただし、当該課程等の設置が高等学校等の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

4 準用規定

① 高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可については3に準じて審査する。

② 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人による高等学校等の設置及び高等学校等の課程等の設置の認可については、2、3に準じて審査する。

平成6年策定（平成22年1月15日改正）

私立専修学校・各種学校の設置認可に関する審査基準

私立専修学校・各種学校（以下「専修学校等」という。）の設置認可については、法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 立地条件

専修学校等の立地条件が適切であり、当該専修学校等が他の専修学校等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

2 施設及び設備

(1) 専修学校等の施設及び設備は、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）、各種学校規程（昭和31年12月5日文部省令第31号）の定める基準に適合するものであること。

(2) 施設及び設備は、原則として負担附又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合にはこの限りではない。

特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合とは以下の事例を含むものであること。

1) 校地について

① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、適正な償還計画があり申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

② 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降20年以上にわたり使用できる保証のある借地であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

イ 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

2) 校舎について

① 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、適正な償還計画があり申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

- ② 申請者名義の貸借権の設定登記がなされた借用又は開設時以降20年以上にわたり使用できる保証のある施設であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 地方公共団体等の所有する施設で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの
 - イ 地方公共団体等以外の者の所有する施設で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

3 準用規定

専修学校等を設置する学校法人又は准学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」を準用する。

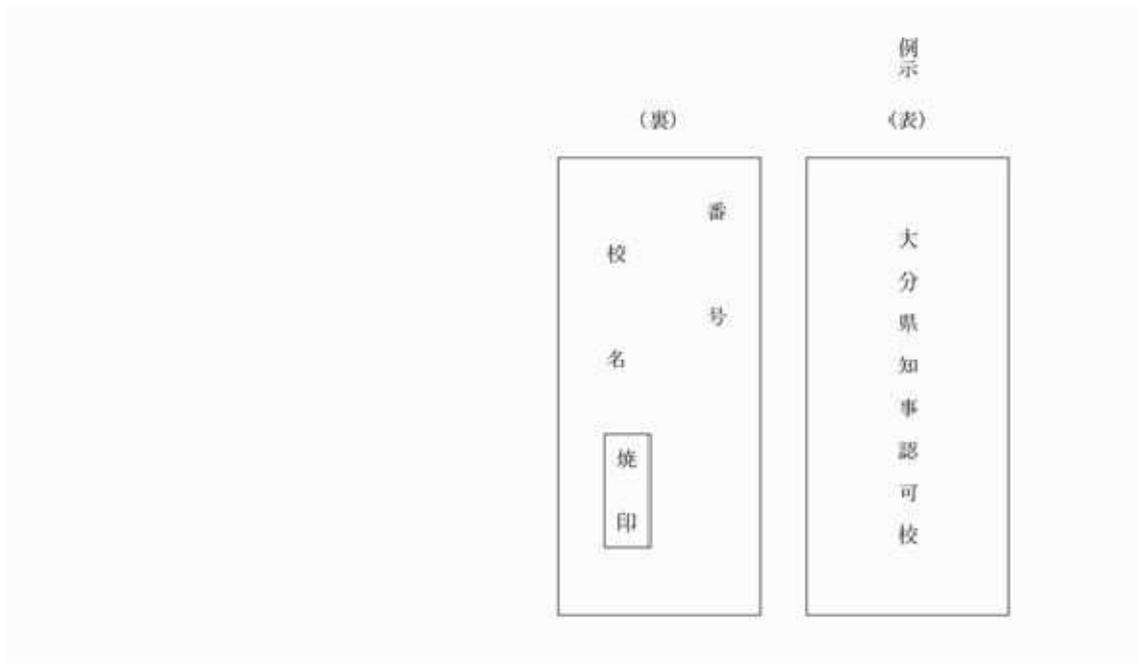
○私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合の様式

昭和三十二年九月十九日

大分県告示第六百二十一号

各種学校規程（昭和三十二年文部省令第三十一号）第十三条の規定に基づき、私立各種学校の設置について大分県知事の認可を受けたことを標示する場合の様式を次のとおり定めた。

- 一 一般の標示は、「大分県知事認可」の字句を校名に冠すること。
- 二 門標は、縦四十一センチメートル、横十三センチメートルの長方形とし、その表面に「大分県知事認可校」裏面に校名及び認可番号を記し県の焼印を付する。



通信制課程に係る私立高等学校の認可基準の概要

1 策定の背景

令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)」(以下、「標準例」という)が、令和5年11月20日付け事務連絡にて、文部科学省から通知がありました。

高等学校通信教育のニーズが高まっており、本県においても、質の確保・向上が重要であることから、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準を策定します。

2 策定及び適用期日

策定期日:令和7年3月1日

適用期日:令和7年3月1日

3 主な内容

文部科学省が策定しました標準例を基本としながら、一部の内容について、本県独自の内容を規定することとしております。

【基本的な規定内容】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| [1] 立地条件等に関する事 | [5] 教職員組織に関する事 |
| [2] 名称に関する事 | [6] 施設及び設備に関する事 |
| [3] 規模に関する事 | [7] 通信教育連携施設に関する事※ |
| [4] 通信教育を行う区域に関する事※ | |

【標準例との違い】

- 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合、あるいは通信教育連携協力施設を他の都道府県に設置する場合、当該都道府県在住の生徒に対する教育であることを踏まえ、当該都道府県の要請に対し、特段の事情がない限り協力することを規定します
- また、通信教育連携施設の運営等に際し、当該都道府県在住の生徒に対する教育であることを踏まえ、当該施設が所在する都道府県(本県を含む)が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力することを規定します

○通信制課程に係る私立高等学校の認可基準

通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の認可については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）その他の法令の規定に加え、下記に定める基準に基づいて認可を行うものとする。

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。

- 3 通信教育を行う区域に加えた他の都道府県が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力すること。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては当該課程に在籍する生徒の見込み数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障が無い場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。
- 2 実施校において編成する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 3 実施校は、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。
- 4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

[6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

[7] 通信教育連携施設に関すること

- 1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。
- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設を

- いう。) その他の学校又は施設とすることができること。
- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行ううえで適切な環境であること。
 - 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
 - 5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
 - 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
 - 7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
 - 8 通信教育連携協力施設の運営等に関し、当該施設が所在する都道府県が、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求める場合等は、特段の事情がない限り協力すること。

附 則

本基準は、令和7年3月1日に策定、適用する。